

5 公費の介護給付費明細書の記載要領

(1) 公費の請求が必要な場合と請求明細記載方法の概要

介護給付費明細書で公費の請求を行う場合として、以下のものがある。

区分	適用条件	請求明細記載方法の概要
保険と生活保護の併用	被保険者が生活保護受給者の場合	1枚の介護給付費明細書で保険請求と併せて生活保護の請求額を公費請求額欄で計算する
生活保護の単独請求	被保険者でない生活保護受給者の介護扶助の現物給付に関する請求を行う場合	1枚の介護給付費明細書で生活保護の請求額を公費請求額欄で計算する
保険と公費負担医療、生活保護の併用	生活保護受給者である被保険者が保険優先公費負担医療の受給者であり、介護保険の給付対象サービスが当該公費負担医療の対象となる場合	1枚目の介護給付費明細書で保険請求と併せて公費負担医療の請求額計算を行い、2枚目の介護給付費明細書で生活保護の請求額を計算する
保険と公費負担医療の併用	被保険者が保険優先公費負担医療の受給者であり、介護保険の給付対象サービスが当該公費負担医療の対象となる場合	1枚の介護給付費明細書で保険請求と併せて公費負担医療の請求額を公費請求額欄で計算する
生活保護と公費負担医療の併用	被保険者でない生活保護受給者の介護扶助の現物給付に関する請求を行う場合で、生活保護受給者が保険優先公費負担医療の受給者であり、介護保険の給付対象サービスが当該公費負担医療の対象となる場合	1枚目の介護給付費明細書で公費負担医療の請求額計算を行い、2枚目の介護給付費明細書で生活保護の請求額を計算する

2種類以上の公費負担医療の適用がある場合は適用の優先順（P129別表2参照）に1枚目の介護給付費明細書から順次公費負担医療の請求計算を行う。更に生活保護の適用があれば（様式1で医療系サービスと福祉系サービスをあわせて請求する場合など）、最後の介護給付費明細書で生活保護の請求額を計算する。この場合、介護給付費明細書は3枚以上になる場合がある。

なお、ここでいう公費負担医療には、特別対策（低所得者利用者負担対策）としての「施行時のホームヘルプサービス利用者に対する経過措置」及び「障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置」も含むものとする。

介護給付費の請求

(2)各様式と公費併用請求の関係

各様式ごとに、公費請求のパターンとの関係を整理すると下表ようになる。
(生保：生活保護 公費：公費負担医療)

	保険 単独	保険 +生保	生保 単独	保険 +生保 +公費	保険 +公費	生保 +公費	備考
様式第2	○	○	○	※○	※○	※○	※特別対策を含む
様式第3	○	○	○				
様式第4	○	○	○	○	○	○	公費負担医療は原爆 被爆者の一般医療のみ
様式第5	○	○	○	○	○	○	
様式第6	○	○	○				
様式第7	○		○				
様式第8	○	○	○				
様式第9	○	○	○	○	○	○	公費負担医療は原爆 被爆者の一般医療のみ
様式第10	○	○	○	○	○	○	

別表 1

摘要欄記載事項

サービス種類	サービス内容 (算定項目)	摘要記載事項	備考
訪問介護	身体介護中心の4時間以上の場合	計画上の所要時間を分単位で記載する。 例 260分 漢字を取扱わないのであれば、分の単位を省略することも可。 例 260	4時間以上については、1回あたりの点数の根拠を所要時間にて示す。
	身体介護及び家事援助が同程度の4時間以上の場合	同上	同上
	家事援助中心の4時間以上の場合	同上	同上
訪問看護	ターミナルケア加算を算定する場合	対象者が死亡した日を記載する。 例 6日 日にちの単位を省略することも可。 例 6	
サテライト事業所からのサービス提供（訪問介護・訪問看護・通所介護）		「サテライト」の略称として英字2文字を記載する。 例 ST	他の摘要記載事項と重複する場合は「/」で区切ることとする。 例 ST/260
居宅療養管理指導	医師及び歯科医師が行う場合	居宅訪問日を記載する。 例 6日 日にちの単位を省略することも可。 例 6	居宅を訪問して、居宅サービス計画策定等に必要な情報提供又は居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行うことが算定の要件となっている。（1月に1回限り）
	薬剤師が行う場合	居宅訪問日を記載する。 例 6日、20日 日にちの単位を省略することも可。 例 6、20	居宅を訪問して薬学的な管理指導を行うことが算定の要件となっている。（1月に2回限り）
	管理栄養士が行う場合	同上	居宅を訪問して具体的な献立によって実技を伴う指導を行うことが算定要件となっている。（1月に2回限り）
	歯科衛生士等が行う場合	同上	居宅を訪問して療養上必要な指導として患者の口腔内での清掃又は有床義歯の清掃に関する実技指導を行うことが算定要件となっている。（1月に4回限り）
福祉用具貸与	福祉用具貸与	別記P130参照	
	特別地域加算を算定する場合	特別地域加算を算定する場合福祉用具貸与を開始した日付を記載する 例 6日 日にちの単位を省略することも可。 例 6	

介護福祉施設サービス	退所前後訪問相談援助加算	家庭等への訪問日を記載する 例 20日 日にちの単位を省略することも可。 例 20	退所後生活する家庭あるいは他の社会福祉施設等を訪問し、必要な相談援助を行うことが算定の要件となっている。(入所中1回又は2回、退所後1回限り)
介護保健施設サービス	退所前後訪問指導加算	家庭等への訪問日を記載する 例 20日 日にちの単位を省略することも可。 例 20	退所後生活する家庭を訪問し、療養上の指導を行うことが算定の要件となっている。(入所中1回又は2回、退所後1回限り)
	老人訪問看護指示加算	訪問看護指示書の交付日を記載する。 例 20日 日にちの単位を省略することも可。 例 20	指定訪問看護ステーションに対して、訪問看護指示書を交付することが算定要件となっている。(退所する者1人につき1回限り)
介護療養施設サービス	退院前後訪問指導加算	家庭等への訪問日を記載する。 例 20日 日にちの単位を省略することも可。 例 20	退院後生活する家庭を訪問し、療養上の指導を行うことが算定の要件となっている。(入院中1回又は2回、退院後1回限り)
	老人訪問看護指示加算	訪問看護指示書の交付日を記載する。 例 20日 日にちの単位を省略することも可。 例 20	指定訪問看護ステーションに対して、訪問看護指示書を交付することが算定要件となっている。(退院する者1人につき1回限り)

別表2 保険優先公費の一覧（適用優先度順）

項番	制 度	給付対象	法別 番号	資 格 証明等	公費の 給付率	負担割合	介護保険と関連する 給付対象
1	結核予防法「一般患者に対する医療」	結核に関する治療・検査等省令で定めるもの	10	患者票	95	介護保険を優先し95%までを公費で負担する	医療機関の短期入所療養介護、及び介護療養施設サービス（食費を除く）
2	結核予防法「従業禁止、命令入所者の医療」	従業禁止、命令入所者に対する医療	11	患者票	100	介護保険を優先 利用者本人負担額がある	従業禁止者の訪問看護、居宅療養管理指導
3	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律「通院医療」	通院による精神障害の医療	21	患者票	95	介護保険を優先し95%までを公費で負担する	訪問看護
4	身体障害者福祉法「更生医療」	身体障害者に対する更生医療（リハビリテーション）	15	更生医療券	100	介護保険優先 利用者本人負担額がある	訪問看護、訪問リハビリテーション、医療機関の通所リハビリテーション、及び介護療養施設サービス
5	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律「一般疾病医療費の給付」	健康保険と同様（医療全般）	19	被爆者手帳	100	介護保険優先、残りを全額公費	介護老人保健施設サービス含め医療系サービスの全て
6	特定疾患治療研究事業について「治療研究に係る医療の給付」	特定の疾患のみ	51	受給者証	100	介護保険優先 利用者本人負担額がある	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、及び介護療養施設サービス
7	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について「治療研究に係る医療の給付」	同上	51	受給者証	100	同上	同上
8	特別対策（低所得者対策等）	低所得者の利用者負担の経過措置	56	受給者証	97	介護保険を優先し残りの7%を公費で負担する	訪問介護
		障害者施策利用者への支援措置	57				
9	生活保護法の「介護扶助」	介護保険の給付対象サービス	12	介護券	100	介護保険優先 利用者本人負担額がある	介護保険の給付対象と同様

介護保険請求時の福祉用具貸与における商品コード等のレセプト記載について

レセプトへ記載するコードについては、テクノエイド協会が付している T A I S コード又は J A N コードを有している商品についてはいずれかのコードを記載することとする。

また、両方のコードを有している商品については、どちらのコードを記載しても差し支えない。

1 (財)テクノエイド協会が構築している福祉用具情報システムに登録をしている商品について

(1) 既にテクノエイド協会が付している番号の内、企業コード(5桁)及び商品コード(6桁)を左詰で記載する。その際に企業コードと商品コードの間は「-」でつなぐこととする。

(2) 2以上コードを有している商品については、どの種別で保険請求しているかという観点からコードを記載する。

2 J A N コードを取得している商品については、J A N コードを左詰で記載

3 いずれのコードも有していない商品については、次のとおりローマ字で記載

(1) メーカー名と商品名を英字(ヘボン式で大文字)で記載し、その間は「-」でつなぐこととする。

なお、最初の10桁はメーカー名、残りの9桁については商品名とする。

(2) メーカー名の記載については、株式会社等の各企業で共通するような名称を除き、次頁に定める変換方法により英字(ヘボン式で大文字)で記載

(例) アメリカベッドメディカルサービス株式会社 → AMERIKABET
株式会社松本製作所 → MATSUMOTOS

(3) 商品名の記載については、型番を有している商品については型番を記載し、型番がない商品については、商品名を別紙に定める変換方法により英字(ヘボン式で大文字)で記載

(例) 自走式車いす AA-12 → AA-12

アルミ製標準車 → ARUMISEIH

(参考)

J A N コードとは、「国コード」、「商品メーカーコード」、「商品アイテムコード」、「チェックデジット」からなる商品識別コードである。このコードは、店舗等で商品に印刷されているバーコードの一つである。

3 介護給付費明細書等記載要領

あ行	あ い う え お A I U E O	や行	や い ゆ え よ YA I YU E YO
か行	か き く け こ KA KI KU KE KO	ら行	ら り る れ ろ RA RI RU RE RO
	きゃ きゅ きょ KYA KYU KYO		りゃ りゅ りょ RYA RYU RYO
さ行	さ し す せ そ SA SHI SU SE SO	わ行	わ ゐ う ゑ を WA I U E O
	しゃ しゅ しょ SHA SHU SHO	ん	ん N(M)
た行	た ち つ て と TA CHI TSU TE TO	が行	が ぎ ぐ げ ご GA GI GU GE GO
	ちゃ ちゅ ちょ CHA CHU CHO		ぎゃ ぎゅ ぎょ GYA GYU GYO
な行	な に ぬ ね の NA NI NU NE NO	ざ行	ざ じ ず ぜ ぞ ZA JI ZU ZE ZO
	にゃ にゅ にょ NYA NYU NYO		じゃ じゅ じょ JA JU JO
は行	は ひ ふ へ ほ HA HI FU HE HO	だ行	だ ぢ づ で ど DA JI ZU DE DO
	ひゃ ひゅ ひょ HYA HYU HYO	ば行	ば び ぶ べ ぼ BA BI BU BE BO
ま行	ま み む め も MA MI MU ME MO		びゃ びゅ びょ BYA BYU BYO
	みゃ みゅ みょ MYA NYU MYO	ぱ行	ぱ ぴ ぷ ぺ ぽ PA PI PU PE PO ぴゃ ぴゅ ぴょ PYA PYU PYO

- 1 撥音 ヘボン式ではB, M, Pの前にNの代わりにMをおく。
NAMBA難波(なんば) HOMMA本間(ほんま) SAMPEI
三瓶(さんぺい)
- 2 促音 子音を重ねて示す。
HATTORI服部(はっとり) KIKKAWA吉川(きっかわ)
ただし、チ(CHI), チャ(CHA), チュ(CHU), チョ(CHO)
音に限り、その前にTを加える。
HOTCHI発地(ほっち) HATCHO(はっちょう)

参考：公費請求に関する請求計算と明細書の記載方法

1 考え方

- 請求額の計算は介護給付費明細書の様式が異なるごと、複数のサービス種類を記載する様式1についてはサービス種類ごとに行う。
- 保険請求額は保険給付対象単位数に単位数単価を乗じて総費用額を求め、更に保険給付率を乗じて求める。
- 公費請求額は当該公費給付率から優先する保険・公費給付率を差し引いた率（以下「実質公費給付率」という。）が異なるごとに対象単位数を区分して計算する。
- 上記の区分ごとの公費対象単位数に単位数単価を乗じて公費対象費用額を求め、更に実質公費給付率を乗じ、その結果を区分した単位数に対応する公費請求額とする。
- 公費の種類ごと、上記区分ごとに計算した請求額を集計しそれぞれの公費の請求額とする。
- 全てのサービスが100/100の給付を行う公費の対象であり、利用者負担額（公費の本人負担額を除く）が発生しない場合は、総請求額と利用者負担額の合計が、総費用額と等しくなるように、最も優先度の低い公費の請求額で端数の調整を行う（利用者負担額がある場合は端数は利用者負担額で調整されるため不要）。
- 上記の調整は、費用総額から保険と他の公費の請求額を差し引いた額を最も優先度の低い公費の請求額とすることにより行う。
- 利用者負担額（公費の本人負担額を除く）は総費用額から保険請求額と全ての公費請求額を差し引いて求めた額とする。
- 固定額の公費利用者負担がある場合は、上記の方法で算出された公費請求額からその額を差し引いた額を公費請求額とする。
- 単位数に単位数あたり単価を乗じて費用額を算出する際及び費用額に給付率を乗じて請求額を算出する際に、1円未満の端数が生ずる時は、常に切り捨てを行い円単位に丸めてから後続の計算を行う。

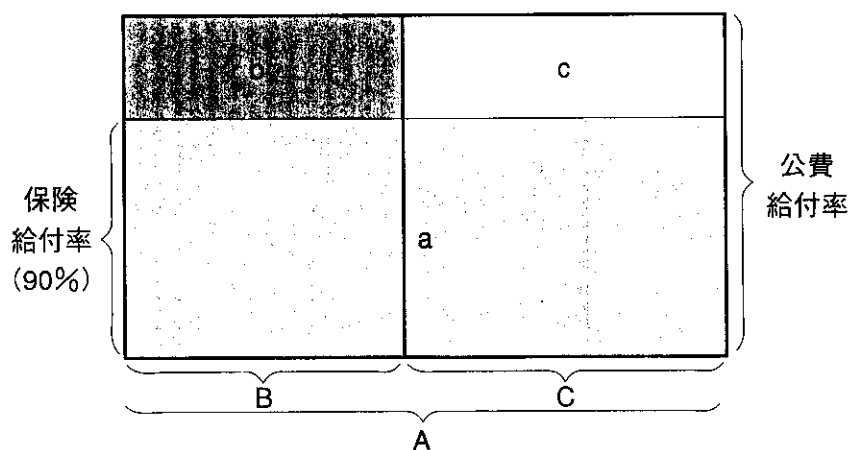
2 主な保険・公費の組合せパターンごとの請求計算方法

(1) 保険と公費の併用

請求額の構造

A	保険給付対象全体の単位数
B	保険給付対象のうち公費の対象単位数
C	保険給付対象のうち公費の対象とならない単位数 (公費給付対象とならないサービスの点数、公費対象期間以外の単位数)
a	保険請求額 《《(A)×単位数単価》×保険給付率》
b	公費請求額(公費本人負担額を含む額) 《《(B)×単位数単価》×(公費給付率-保険給付率)》 公費給付率が100/100で保険対象単位数と公費対象単位数が等しく公費利用者負担を除く利用者負担がない場合(C=0の場合) 《(A)×単位数単価》-a
c	利用者負担額 《(A)×単位数単価》-a-b

《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す(以下同様)。図は公費給付率100/100(生活保護等)の場合。



介護給付費の請求

明細書の主な項目の記載内容

項目		記載内容	
保険者番号		保険者番号	
被保険者番号		被保険者番号	
公費負担者番号		公費負担者番号	
公費受給者番号		公費受給者番号	
給付費明細欄	回数（日数）	保険対象分の回数または日数	
	サービス単位数	保険対象分の単位数	
	公費分回数	保険対象分のうち公費対象回数または日数	
	公費分単位数	保険対象分のうち公費対象単位数	
請求額集計欄	保険分	単位数合計*1	A
		給付率	保険の給付率（通常90/100）
		請求額*2	a
		利用者負担額	c
	公費分	単位数合計*3	B
		給付率	第一公費の給付率
		請求額*4	b（公費本人負担額がある場合はb－公費本人負担額）
		利用者負担額*5	公費の本人負担額（本人負担額がある場合のみ）

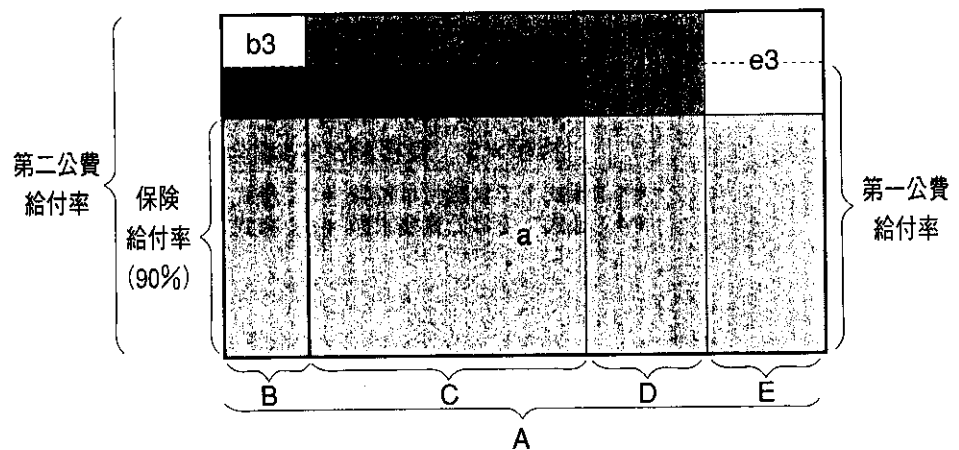
*1：様式1では給付単位数 *2：様式1では保険請求額 *3：様式1では公費分単位数
 *4：様式1では公費請求額 *5：様式1では公費分本人負担

(2) 保険と複数公費の併用

請求額の構造

A	保険給付対象全体の単位数
B	保険給付対象のうち第一公費の対象で第二公費の対象とならない単位数
C	保険給付対象のうち第一公費、第二公費の対象となる単位数
D	保険給付対象のうち第二公費の対象で第一公費の対象とならない単位数
E	保険給付対象のうち第一公費、第二公費の対象とならない単位数
a	保険請求額 《《(A)×単位数単価》×保険給付率》
b1 +	第一公費請求額(第一公費の本人負担額を含む) 《《(B+C)×単位数単価》×(第一公費給付率-保険給付率)》
c1	
c2	第二公費請求額(保険第一公費併用分,d2との合計額に第二公費の本人負担額を含む) 《《(C)×単位数単価》×(第二公費給付率-第一公費給付率)》
d2	第二公費請求額(保険併用分) 《《(D)×単位数単価》×(第二公費給付率-保険給付率)》
c2 +	保険対象単位数が給付率100/100の公費対象単位数の合計と等しく公費利用者負担を除く利用者負担がない場合(B=E=0の場合)は上記の方法 d2 によらずc2,d2部分の合計額(第二公費の本人負担額を含む)を下記の算式により求める 《《(A)×単位数単価》-a-(b1+c1)》
b3 +	利用者負担額 《(A)×単位数単価》-a-(b1+c1)-(c2+d2)
e3	

図は第一公費の給付率が95/100(結核予防法「一般患者に関する医療」等)、第二公費の給付率が100/100(生活保護等)の場合の例。



介護給付費の請求

明細書の主な項目の記載内容

公費が3種類以上ある場合は、優先順に3枚目以降の明細書に、第二公費に順じて記載する。

項目		1枚目	2枚目
保険者番号		保険者番号	同左
被保険者番号		被保険者番号	同左
公費負担者番号		第一公費(優先度の最も高い公費)の公費負担者番号	第二公費(優先度が二番目の公費)の公費負担者番号
公費受給者番号		第一公費の公費受給者番号	第二公費の公費受給者番号
給付費明細欄	回数(日数)	保険対象分の回数または日数	記入省略
	サービス単位数	保険対象分の単位数	記入省略
	公費分回数	保険対象分のうち第一公費対象回数または日数	保険対象のうち第二公費の対象回数または日数
	公費分単位数	保険対象分のうち第一公費対象単位数	保険対象のうち第二公費の対象単位数
請求額集計欄	保険分	単位数合計*1	A
		給付率	保険の給付率(通常90/100)
		請求額*2	a
		利用者負担額	b3+e3
公費分	請求額集計欄	単位数合計*3	第一公費対象単位数(第二公費対象外(B)+第二公費対象(C))
		給付率	第一公費の給付率
		請求額*4	b1+c1(第一公費の本人負担額がある場合はその額を差し引いた額)
		利用者負担額*5	第一公費の本人負担額(本人負担額がある場合のみ)

*1: 様式1では給付単位数 *2: 様式1では保険請求額 *3: 様式1では公費分単位数
 *4: 様式1では公費請求額 *5: 様式1では公費分本人負担

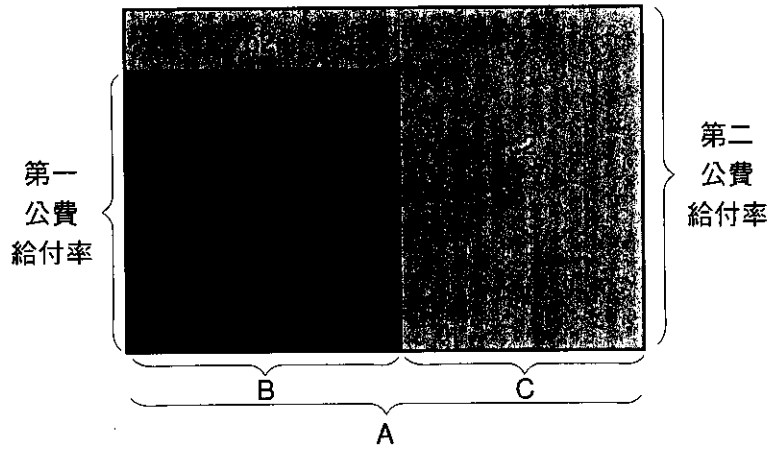
(3)複数公費の併用

請求額の構造

公費負担医療単独の場合は介護保険の給付費明細書による請求は行わないため、公費のみの請求の場合は、必ず生活保護が最も優先順位の低い公費となる。

A	給付対象全体の単位数
B	給付対象のうち第一公費,第二公費の対象となる単位数
C	給付対象のうち第二公費の対象で第一公費の対象とならない単位数
b1	第一公費請求額(第一公費の本人負担額を含む) 《(B)×単位数単価》×第一公費給付率
b2	第二公費請求額(第二公費の本人負担額を含む)
+	《(A)×単位数単価》-b1
c2	

図は第一公費の給付率が95/100(結核予防法「一般患者に関する医療」等),第二公費の給付率が100/100(生活保護等)の場合の例。



介護給付費の請求

明細書の主な項目の記載内容

公費が3種類以上ある場合は、優先順に3枚目以降の明細書に、第二公費に順じて記載する。

項 目		1 枚目	2 枚目
保険者番号		保険者番号(介護券に記載の番号)	同左
被保険者番号		被保険者番号(介護券に記載の番号)	同左
公費負担者番号		第一公費(優先度の最も高い公費)の公費負担者番号	第二公費(優先度が二番目の公費)の公費負担者番号
公費受給者番号		第一公費の公費受給者番号	第二公費の公費受給者番号
給 付 費 明 細 欄	回数(日数)	記入省略	記入省略
	サービス単位数	記入省略	記入省略
	公費分回数	第一公費対象回数または日数	第二公費の対象回数または日数
	公費分単位数	第一公費対象単位数	第二公費の対象単位数
請 求 額 集 計 欄	保 険 分	単位数合計*1	記入省略
		給付率	記入省略
		請求額*2	記入省略
		利用者負担額	記入省略
公 費 分	保 険 分	単位数合計*3	B
		給付率	第一公費の給付率
		請求額*4	b1(第一公費の本人負担額がある場合その額を差し引いた額)
		利用者負担額*5	第一公費の本人負担額(本人負担額がある場合のみ)
		A	第二公費の給付率
		b2+c2(第二公費の本人負担額がある場合その額を差し引いた額)	
		第二公費の本人負担額(本人負担額がある場合のみ)	

*1:様式1では給付単位数 *2:様式1では保険請求額 *3:様式1では公費分単位数
*4:様式1では公費請求額 *5:様式1では公費分本人負担